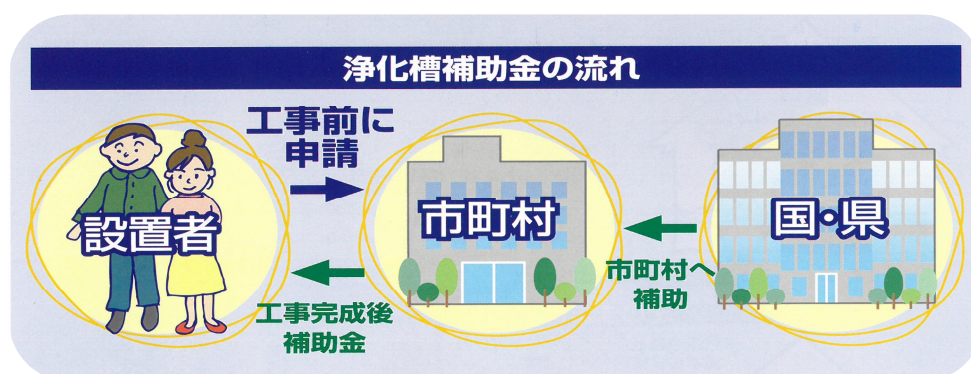


合併処理浄化槽への転換に補助金を交付しています

～浄化槽設置事業費補助金～

市は、公共下水道等の整備予定がない区域で、既設の単独処理浄化槽を撤去または既設のし尿汲み取り槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する個人を対象に、補助金を交付しています。



- 1. 対象者** 公共下水道等の整備予定がない区域で、既設の単独処理浄化槽またはし尿汲み取り槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する個人
※上記以外にも補助対象となる条件がありますので、詳細は市ホームページを確認するか、お問い合わせください。
- 2. 補助金額**
 - ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合
5人槽・・・75.2万円、7人槽・・・83.4万円、10人槽・・・96.8万円
 - ・し尿汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換した場合
5人槽・・・72.2万円、7人槽・・・80.4万円、10人槽・・・93.8万円※それぞれの金額は限度額となります。
- 3. 申請期限** 令和8年1月30日まで

【問い合わせ】

上下水道部下水道課庶務係

Tel027-382-1111(内線3135)

浄化槽区域にお住まいの皆様へ

単独処理浄化槽(くみ取り槽)を合併処理浄化槽に転換すると
補助金が申請できます。

(補助金が申請できるのは当該年度の予算の範囲内となります。)

浄化槽補助金の流れ



出典：群馬県

令和6年度と同様、単独処理浄化槽を撤去もしくは雨水貯留槽に再利用、またはし尿汲み取り槽を撤去して、合併処理浄化槽を設置する個人を対象に、補助金を交付します。

予算額に達し次第、受付終了となりますので、合併処理浄化槽への転換を検討されている方は早めの申請手続きをお勧めします。

なお、合併処理浄化槽への転換設置に係る補助金は次の表のとおりです。

注意:必ず**工事着工前**に下水道課に補助金を申請してください。

下水道供用開始(事業計画)区域、秋間みのりが丘地域は本補助金の対象外となります。

補助金額一覧

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合(既存の単独処理浄化槽を撤去)

人槽	設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金	合計(最大)
5人槽	332,000円	300,000円 (最大)	120,000円 (最大)	752,000円
6~7人槽	414,000円			834,000円
8~10人槽	548,000円			968,000円

し尿汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合(既存のし尿汲み取り槽を撤去)

人槽	設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金	合計(最大)
5人槽	332,000円	300,000円 (最大)	90,000円 (最大)	722,000円
6~7人槽	414,000円			804,000円
8~10人槽	548,000円			938,000円

問い合わせ先

群馬県浄化槽協会 安中支部
(安中市管工事協同組合)
Tel 027-385-4401

安中市役所 下水道課 庶務係
Tel 027-382-1111(内線3135)

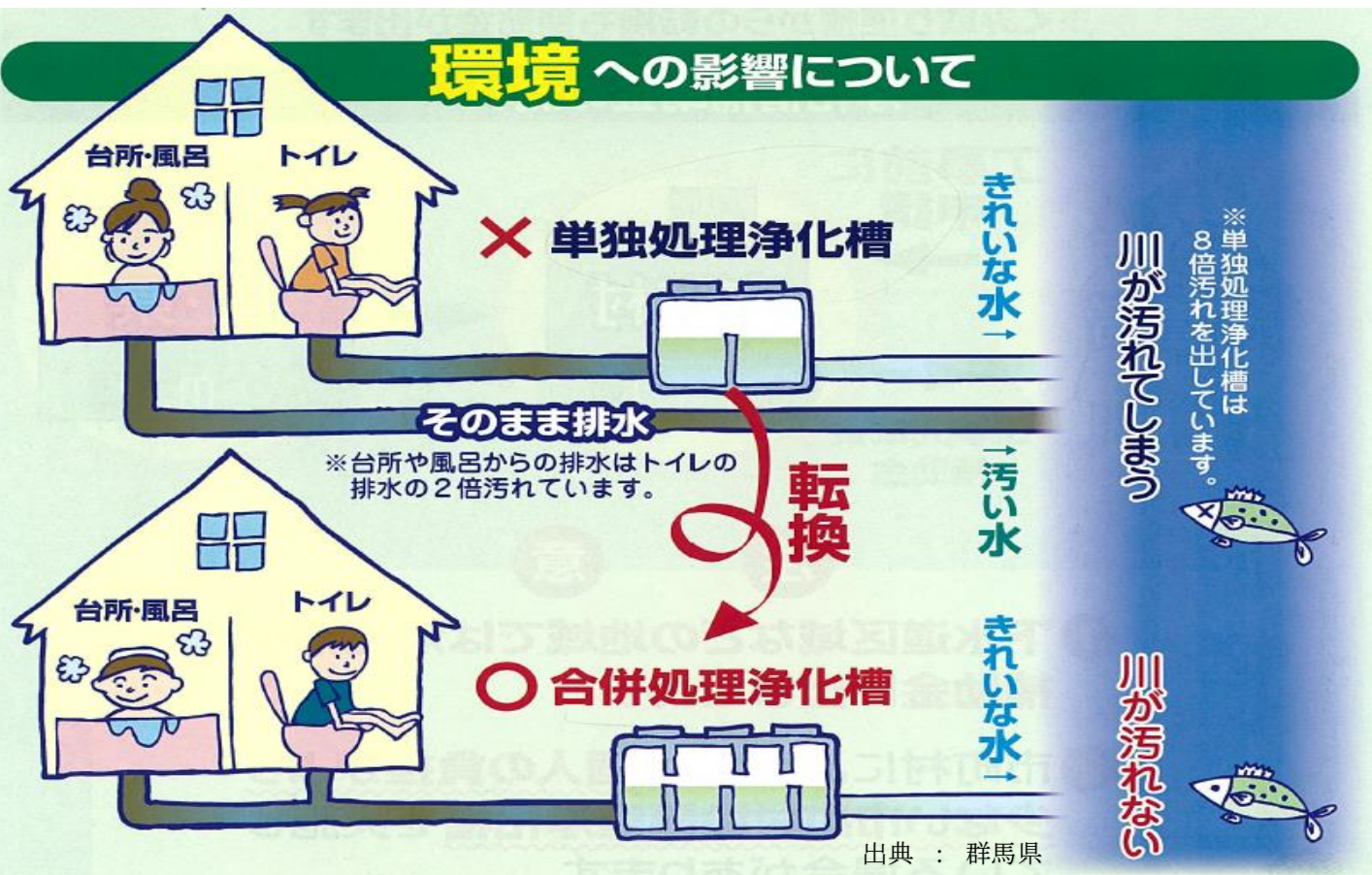
～自然を守る合併処理浄化槽～

がっぺいしよりじょうかそう
★合併処理浄化槽を設置しましょう！

たんどくしよりじょうかそう
単独処理浄化槽は、トイレの汚水しかキレイに出来ません。台所、お風呂、洗たく等の汚水はそのまま川に流されています。

がっぺいしよりじょうかそう
しかし、合併処理浄化槽にすれば、トイレだけでなく、台所、お風呂、洗たく等を含めた汚水をキレイにすることが出来ます！川の水をキレイにして、自然環境を守りましょう！

環境 への影響について



令和2年4月1日施行される浄化槽法の改正により、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れのある状態にあると認められる単独処理浄化槽は、県知事から除去やその他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言または指導される場合があります。

この機会に合併処理浄化槽に転換してはいかがでしょうか。